

第2 特別縁故者の範囲

1 被相続人と生計を同じくしていた者

民法958条の3は、「前条の場合において、相当と認めるときは、家庭裁判所は、被相続人と生計を同じくしていた者、被相続人の療養看護に努めた者その他被相続人部の縁故があった者の請求によって、これらの者に、清算後残存すべき相続財産の一部を与えることができる」と規定し、「被相続人と生計を同じくしていた」「被相続人の療養看護に努めた者」、「その他被相続人と特別の縁故があった者」し相続財産を分与することができるものと定めています。

「被相続人と生計を同じくしていた者」は、生計同一者といわれ、特別縁故者められる者の例示として記載されたものと考えられます。

生計を同じくするとは、被相続人と家計を同じくして生活していたことをいいます。親族が同一の家屋に起居している場合は生計同一者の典型的な事例です。これ親族は、親族が明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き生計を同一にするものとしてよいでしょう。

一方、勤務地、大学などの修学、又は療養上の都合等である親族が、他の親族常生活を共にしていない場合であっても、勤務、修学等の余暇において、他の親下で生活していると認められる場合や親族間において、生活費、学資金、療養費送金が行われている場合は、生計を同一にするものと考えられます。

例えば、両親から子が学費や学生生活の仕送り等をもらっている場合、生計を一緒にしているといえます。また、父母が介護施設等に入所している場合であっても養費等を子が負担している場合、生計を同一にしているといえるものと考えます

(1) 「被相続人と生計を同じくしていた者」の類型

「被相続人と生計を同じくしていた者」の類型としては、①法的な親族関係が、実質的に親族同様の関係にある者、②親族関係にあるが、相続人とされていず、③親族関係にない全くの他人に分けられます。

それぞれ生計を同一にした場合に特別縁故者に当たるかどうか問題となります

そのため、生計を同一として生活していた場合に、特別縁故者の事例として現れる場合があり、この場合、新親子関係も同類型に当たることとなります。

生計を同一にしていた親族でかつ唯一の法定相続人であった者が相続放棄を申請したところ、清算後相続財産が残ったという例も、相続放棄後は相続人ではなくなりますが、この類型に当たるといえることができます。

前記①の類型では、親族に比べて事例は少ないものの、後記の判例のように親族関係にない者が生計を同一にしていたという例が見受けられます。

(2) 分類別による判例

ア 法的な親族関係はないが、実質的に親族同様の関係にある者

前記(1)①の類型の代表例は、内縁の配偶者や事実上の養子です。

ア 内縁の配偶者を特別縁故者と認定した代表例

まず、内縁の配偶者を特別縁故者と認定した代表的な判例は、次のとおりです。

① 30年以上内縁関係を結び生活を共にし、被相続人の唯一の身よりの者として葬儀を営み菩提を養う等をしてきた内縁の妻に対し、民法958条の3の規定に基づき、相続財産の処分をした事例 (東京家事38・10・741 P.165・179) (判例集【3】)

② 被相続人が死亡するまで約22年間事実上の夫婦として共に生活していた内縁の妻 (法律上の婚姻を結ばなかったのは、当時被相続人が戸主であり、申立人は法定推定家督相続人であった関係から容易に婚姻届を出すことができなかった。) について民法958条の3に定める特別縁故者に該当するとして遺産の全部を分与した事例 (千葉家事38・12・9家月16・5・175) (判例集【2】)

2 審判例・判例の検討

本類型には、次のような判例や審判例があります。

[1] 認知があれば実妹として被相続人の遺産を相続できる地位にありながら社会的地位に対する配慮から認知を逃らされた者が特別縁故者に当たるとされた事例 (大阪高決44・12・2419 P.255・317)

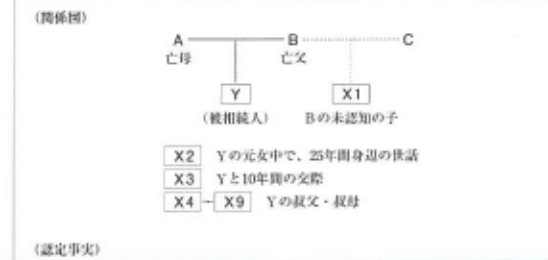


Table with 2 columns: Item (X10, X11, X12) and Description (12万円及び不動産、有価証券、動産, 7,000万円, 200万円)

(コメント)

前記[1]と同様に認知があれば相続人となっていた点を踏まえて特別縁故者であると認定しましたが、具体的な分与の額については、特別縁故の内容を吟味し、相当な額に限定する判断を行いました。その他の特別縁故者と認定された者については、具体的な交渉状況が分与額に反映されたものとなっています。

3 申立書の記載方法

未知の非嫡出子に認知があれば、相続できる立場にあった類型の申立書の記載例は次のとおりです。

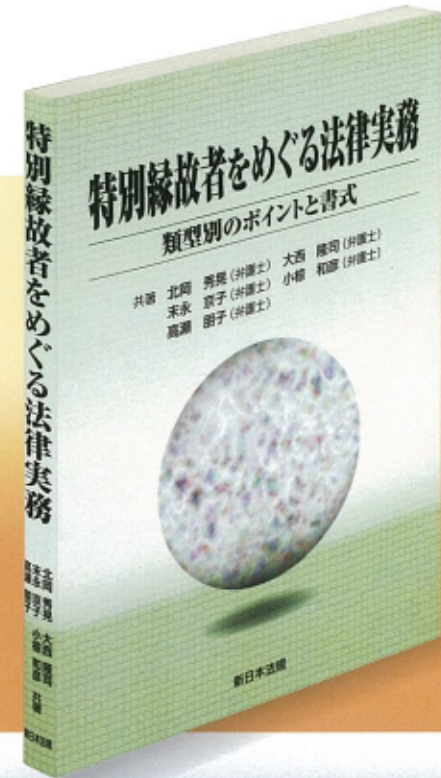
異母兄弟の事案としましたが、前記[2]のように、没交渉となっている事案ではなく、存在を知ってから唯一の内親として生活を共にし、療養看護に努めた事例を念頭に作成しています。

Table with 2 columns: Section (申立ての趣旨, 申立ての理由) and Content (申立人に対し、被相続人の相続財産を分与するとの審判を求めます。 1. 申立人は、昭和〇〇年〇月〇日、被相続人の父であるA男とC女との間に出生した長男)

特別縁故者を17の類型に分類し そのポイントを分かりやすく解説!

特別縁故者をめぐる法律実務 類型別のポイントと書式

共著 北岡 秀晃 (弁護士) / 末永 京子 (弁護士) 高瀬 朋子 (弁護士) / 大西 隆司 (弁護士) 小椋 和彦 (弁護士)



◆ 類型ごとに特別縁故者に関する審判例・判例を豊富に掲載し、認定事実や裁判所の判断を掲げた上で、実務上参考となるコメントを付しています。

◆ 17類型すべてについて、審判申立てにおける「申立ての理由」の記載例を掲載し、申立書作成に関する留意点を解説した実務的な指南書です。

◆ 特別縁故者の意義や範囲を始めとし、審判申立て後の審理の流れや審判の効力、審判後の問題にまで言及しています。

B5判・総頁286頁 本体価格 3,500円+税 送料実費

電子書籍版も発売!!

本

webショップからお申し込みいただけます。

新日本法規 Web で 検索

電子書籍版

【電子書籍版】 本体価格 2,800円+税

0120-089-339

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

創業1948年

新日本法規出版

公式Facebookページ 法律出版社ならではの情報を発信

